



2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐正吾
(TEL. 0 4 7 - 4 8 5 - 1 1 0 7)

(開示事項の経過)

株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立て却下の
決定内容に関するお知らせ

当社が 2026 年 7 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました、当社の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」¹（以下「本対応方針」といいます。）所定の対応措置の発動としての第 12 回 A 新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てについて、2026 年 8 月 6 日付けプレスリリース²にてお知らせしましたとおり、当社の株主である MTM Capital 株式会社（以下「MTM」といいます。）及びオプションハウス株式会社（以下「オプションハウス」といいます。）からなされていた本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立ては、同月 6 日に千葉地方裁判所が両申立てを却下する旨を決定しており（以下「本却下決定」といいます。）、当社は、本却下決定に係る決定書正本を同月 7 日に受領しました。

本却下決定は、当社の主張を全面的に認め、過去の新株予約権無償割当ての差止めの仮処分に関する最高裁判例及び下級審裁判例と同様の枠組みで、本新株予約権無償割当ての必要性和相当性を認めて、差止めの仮処分の申立てを却下したものです。上記 2026 年 8 月 6 日付けプレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社は、予定どおり、本新株予約権の無償割当てを行う予定であります（本日が無償割当ての基準日です。）。本却下決定における判断の中には、今後の「非適格者」³の認定等の手続に関連する事項もあることから、本却下決定の判断の中で当社の株主の皆様にとって重要と解される点についてお知らせいたします。

¹ なお、本対応方針の詳細については、2025 年 10 月 17 日付けプレスリリース「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご参照ください。

² 2026 年 8 月 6 日付け「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ～公表済みの新株予約権の無償割当てを予定どおり実施する予定です～」。

³ 本新株予約権に係る発行要項第 10 項(1)に定める非適格者を意味します。

記

1. 第2回認定対象株主間の共同協調行為認定に関する判断について

裁判所は、本対応方針に係る判断の公正性・客観性を担保するために設置された独立委員会（以下「当社独立委員会」といいます。）が、MTM、オプションハウス、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（総称して、以下「第2回認定対象株主」といいます。裁判所は本年6月25日現在におけるこれらの者の議決権割合の合計を30.96%と認定しています。）について、本対応方針所定の「その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（以下「共同協調行為」といいます。）に該当する行為を行っているとして認定したことは合理的であり、第2回認定対象株主は本対応方針所定の手続を遵守していないと判断しました。

2. 第1回認定対象株主に関する判断及びこれらの者と第2回認定対象株主との間の関係性に関する判断について

裁判所は、当社独立委員会が、実際に第1回認定対象株主（MTM、合同会社YN企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏。以下同じ）及びこれらの者と共同協調行為を行っているとうかがわせるに足りる者が本年5月29日における当社による株式分割公表以前において信用取引の形で実質保有株式数を意図的に秘匿していた事実があると判断したことは合理的であり、これらの者を第1回認定対象株主とした当社独立委員会の判断・手続は合理的であったと判示しました。その上で、裁判所は、第2回認定対象株主と第1回認定対象株主との間に、各種の人的・取引上のつながり等を通じて株式及び株主権の行使に関する意思連絡を容易にする関係が存在すると合理的にうかがわれる旨を判示しています。

3. 事前非適格者被認定者に関する判断について

裁判所は、当社独立委員会が、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏及び（MTMを除く）第1回認定対象株主（裁判所は、本却下決定において、これらの者を総称して「事前非適格者被認定者」と呼称しています。）について、本新株予約権の割当基準日までの間に当社株主となっていた場合には、第2回認定対象株主が「実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」として「非適格者」に該当すると判断したことについても合理的であると認めています。

これまでの経緯やウルフパック戦術の問題点については、下記のサイトにまとめておりますので、こちらもご参照ください。

<https://facts.chiikinews.co.jp/>

以 上